

不良空家等除却後の宅地にかかる固定資産税の減免

背景

住宅を除却（解体・撤去）して更地にすると、その土地に適用されていた住宅用地特例が適用されなくなるため、固定資産税額が高くなる場合があります、このことが、空家が除却されずに放置される要因の一つになっています。

本減免は、**不良空家を除却した場合に、一定期間、激変緩和のため除却前の税額の水準まで減免**するものであり、「納税者の担税力への配慮」「空家を適正に管理することで、町民の安全安心を確保するという公益性」「空家対策を推進する町の施策反映」を目的としたものであります。

減免額・期間

【減免額】・・・住宅用地の特例が適用された場合の賦課相当額との差額（各年度算出）

・ 地方税法第349条の3の2 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例

区分		固定資産税課税標準額
小規模住宅用地	200㎡以下	評価額×1/6
一般住宅用地	200㎡を超える分	評価額×1/3

【減免期間】・・・3年間（令和2年度課税分より）

減免申請

「固定資産税減免申請書」に「岬町不良空家等除却工事に係る補助金等確定通知書の写し」を添付して、税務課（固定資産税担当）へ提出してください。

※ その他、減免要件がございますので、詳しくは”問い合わせ先”までお問い合わせください。

問い合わせ先

・ 不良空家等除却後の宅地にかかる固定資産税の減免について

岬町 税務課 TEL 072-492-2757（直通）

（参考）

・ 不良空家等除却工事にかかる補助金について

岬町 建築課 TEL 072-492-2746（直通）